

1. 件名：「廃止措置に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請）【3】」

2. 日時：令和元年12月24日（火） 13時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長、西内安全審査専門職

技術基盤グループ

システム安全研究部門

山本上席技術研究調査官、小澤技術研究調査官、岩橋技術研究調査官

シビアアクシデント研究部門

林田技術参与

核燃料廃棄物研究部門

川崎技術参与

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 副部長 他12名

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社から、令和元年7月29日に提出された、女川原子力発電所1号炉廃止措置計画認可申請について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、以下の主な点を含め、今後引き続き確認することとした。

- ・添付資料三の被ばく評価に使用する1～3号炉の気象条件について、原子炉設置許可申請書において用いている気象条件との差異
- ・添付資料三の被ばく評価結果において、1～3号炉のうち1号炉が廃止になることにより実効線量の評価が半分となった理由
- ・燃料被覆管のクリープ評価において、8×8燃料で評価している日本原子力学会標準を9×9燃料に適用できる根拠
- ・使用済燃料の未臨界性評価において、使用したモデルの水密度範囲の設定及び製造公差の影響
- ・使用済燃料の未臨界性評価において、水密度を変化させた場合の評価へのSCALEコードの適応性

(3) 東北電力株式会社より、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

- (1) 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画認可申請書について(本文四、五、添付書類一、二、五、六)
- (2) 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画認可申請について(審査会合における指摘事項の回答)
- (3) 先行プラントの審査会合における指摘事項一覧
- (4) 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置対象施設、解体対象施設の考え方について
- (5) 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画認可申請書について(本文六～九、添付書類三、四、六追補、七～九)
- (6) 女川原子力発電所1号発電用原子炉気象条件の代表性について
- (7) 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置に係る被ばく評価に使用する気象条件について
- (8) 女川原子力発電所1号発電用原子炉解体工事準備期間における直接線及びスカイシャイン線による線量について
- (9) 女川原子力発電所1号発電用原子炉1号炉使用済燃料移送後の3号炉使用済燃料プール水全喪失時の評価について
- (10) 女川原子力発電所1号炉解体工事準備期間における放射性固体廃棄物の管理について
- (11) 女川原子力発電所1号炉解体工事準備期間における放射線業務従事者の被ばく線量について
- (12) 女川原子力発電所1号発電用原子炉新燃料の譲渡しに伴う発電所作業時の安全措置について